

令和6年12月24日

### 小型船舶係留施設（野々浜港）使用料改定について（お知らせ）

小型船舶係留施設（野々浜港）の使用料については、玉野市港湾施設条例の改正により、令和7年4月1日から使用料を改定します。

利用者皆様におかれましては、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

#### ≪小型船舶係留施設（野々浜港）使用料≫

	単位	使用料	備 考
護 岸	1 月	新 5,640 円 旧 5,550 円 <b>(+90 円)</b>	全長が 6 m 以上 10 m 未満又は、6 m 未満であっても船室等を設けているもの
		新 3,820 円 旧 3,760 円 <b>(+60 円)</b>	全長が 6 m 未満で船室等を設けていないもの
	1 年	新 56,450 円 旧 55,510 円 <b>(+940 円)</b>	全長が 6 m 以上 10 m 未満又は、6 m 未満であっても船室等を設けているもの
		新 38,340 円 旧 37,700 円 <b>(+640 円)</b>	全長が 6 m 未満で船室等を設けていないもの
浮 棧 橋	1 月	新 7,650 円 旧 7,530 円 <b>(+120 円)</b>	全長が 6 m 以上 10 m 未満又は、6 m 未満であっても船室等を設けているもの
		新 5,420 円 旧 5,330 円 <b>(+90 円)</b>	全長が 6 m 未満で船室等を設けていないもの
	1 年	新 76,700 円 旧 75,420 円 <b>(+1,280 円)</b>	全長が 6 m 以上 10 m 未満又は、6 m 未満であっても船室等を設けているもの
		新 54,320 円 旧 53,420 円 <b>(+900 円)</b>	全長が 6 m 未満で船室等を設けていないもの